

用地測量等共通仕様書

鹿児島県土木部

令和7年3月

用地測量等共通仕様書

目 次

第1章	総則	1
第1条	適用	1
第2条	用語の定義	1
第3条	基本的処理方針	2
第4条	監督職員	2
第5条	主任技術者	2
第6条	業務従事者及び担当技術者	3
第7条	再委託	3
第8条	用地測量等の区分	3
第2章	用地測量等の基本的処理方針	5
第9条	施行上の義務及び心得	5
第10条	業務の着手	5
第11条	書類提出	5
第12条	打合せ等	5
第13条	現地踏査	6
第14条	作業計画の策定	6
第15条	監督職員の指示等	6
第16条	貸与品等	6
第17条	地元関係者との交渉等	7
第18条	立入り及び立会い	7
第19条	障害物の伐除	7
第20条	身分証明書の携帯	7
第21条	監督職員への進捗状況の報告	8
第22条	成果物の提出等	8
第23条	成果物	8
第24条	検査	8
第25条	修補	9
第26条	条件変更等	9
第27条	契約変更	9
第28条	履行期間の変更	9
第29条	一時中止	9
第30条	発注者の賠償責任	10
第31条	受注者の賠償責任	10
第32条	守秘義務	10
第33条	個人情報の取扱い	11
第34条	安全等の確保	11
第35条	行政情報流出防止対策の強化	11
第36条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	11
第37条	保険加入の義務	12
第38条	用地測量の面積計算及び計算数値の取扱い	12

第39条	建物等の計測	12
第40条	図面等に表示する数値及び面積計算	12
第41条	環境改善の実施	13
第3章	権利調査	14
第42条	権利調査	14
第43条	地図の転写	14
第44条	土地の登記記録の調査	14
第45条	建物の登記記録の調査	14
第46条	権利者の確認調査	14
第47条	墓地管理者等の調査	15
第48条	土地利用履歴等の調査	15
第49条	転写連続図の作成	15
第50条	調査書の作成	15
第4章	用地測量	16
第51条	公共用地境界の打合せ	16
第52条	資料の作成及び立会い	16
第53条	境界確定後の図書の作成	16
第54条	立会い準備	16
第55条	境界立会いの画地及び範囲	16
第56条	境界立会い	16
第57条	用地測量の基準点	17
第58条	境界測量	17
第59条	用地境界仮杭の設置	17
第60条	面積計算の範囲	17
第61条	用地実測図等の作成	17
第5章	土地調書及び物件調書の作成等	19
第62条	土地調書等の作成	19

第1章 総則

第1条 適用

- 1 関係法令等に定めがあるほかは、この用地測量等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。
- 2 この共通仕様書は、鹿児島県の発注する公共事業に必要な土地等の測量、調査（以下「用地測量等」という。）を請負に付する場合の業務の内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。
- 3 業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書の記載の内容により難いとき又はこれらに記載のない事項については、この仕様書とは別に監督職員が指示する特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。
- 4 測量設計業務及び地質・土質調査等に関連する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第2条 用語の定義

この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 「発注者」とは、契約担当者をいう。
- 2 「受注者」とは、用地測量等の作業実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他法人をいう。
- 3 「監督職員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括監督員、監督員を総称していう。
- 4 「総括監督員」とは、統括監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。
- 5 「監督員」とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く。）を行う者をいう。また、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
- 6 「検査職員」とは、用地測量等業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 7 「主任技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 8 「業務従事者」及び「担当技術者」とは、主任担当者のもとで業務を担当する者で、第6条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 9 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 10 「契約書」とは、鹿児島県契約規則第28条に基づいて作成された書類（約款を含む）をいう。
- 11 「設計図書」とは、仕様書、図面、質問回答書をいう。
- 12 「仕様書」とは、共通仕様書、特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）をいう。
- 13 「共通仕様書」とは、各用地測量作業に共通する技術上の指示事項を定める本図書のことをいう。
- 14 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。
- 15 「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 16 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、用地測量等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。

- 17 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為を求めることをいう。
- 18 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、用地測量等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 19 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、用地測量等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 20 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- 21 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た用地測量等業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 22 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 23 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 24 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 25 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査職員が用地測量等業務の完了を確認することをいう。
- 26 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 27 「協力者」とは、受注者が用地測量等業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- 28 「調査区域」とは、用地測量等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 29 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 30 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
- (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

第3条 基本的処理方針

受注者は、用地測量等を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）において、この仕様書、基準、運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

第4条 監督職員

監督職員は、契約書第9条第2項に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

第5条 主任技術者

- 1 受注者は、用地測量等の作業における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 主任技術者は、用地測量等の履行にあたり測量法（昭和24年法律第188号）第49条により登録された者であり日本語に堪能でなければならない。
- 3 主任技術者は契約図書等に基づき、用地測量等の作業に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
- 4 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある用地測量等の受注者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。

第6条 業務従事者及び担当技術者

- 1 受注者は、用地測量等の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、その業務内容によって、下記に定める資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者を充てなければならない。

業 務 内 容	資 格
権 利 調 査	一 補償業務管理士（土地調査部門） 二 公共用地取得実務経験者（国、地方公共団体等において、公共用地の取得等に関する実務の経験が10年以上有する者をいう。）
用 地 測 量	測量法（昭和24年法律第188号）第48条に規定する測量士又は測量士補

- 2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、その氏名必要な事項を監督職員に提出するものとする。なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとする。

第7条 再委託

- 1 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地測量等における総合的企画、業務遂行管理、調査等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。
- 2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、資料の収集、単純な集計その他特記仕様書に定める事項とする。
- 3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、用地測量等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い用地測量等業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、鹿児島県土木部の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第8条 用地測量等の区分

- 1 この仕様書によって履行する用地測量等は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
- (1) 用地測量は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条の規定に基づく国土交通省公共測量作業規程により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。
- (2) 立竹木は、別表により庭木等、用材林、薪炭林、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）及びその他の立木に区分する。

別表 立竹木区分

区分	判断基準
庭木等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観 賞 樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなりしないものをいう。

	③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなりものをいう。 ④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。 ⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。 B 利 用 樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 C 風 致 木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。 D 地 被 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。 ① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のを除く。 ② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のを除く。 E 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 ① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のを除く。 F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、自然発生のを除く。 G そ の 他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のを除く。
用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	A 果 樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一団の区画内(果樹園等)において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特 用 樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

第2章 用地測量等の基本的処理方針

第9条 施行上の義務及び心得

- 1 受注者は、用地測量等の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
 - (2) 用地測量等で知り得た権利者等の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
 - (3) 用地測量等は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。

また、実施に当たっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
 - (4) 権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

第10条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（休日等を除く。）以内に用地測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が用地測量等業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

第11条 書類提出

- 1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、請負代金に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において請負代金の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、契約・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、契約時は契約締結後15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、作業計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする。）。
- 4 受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される補償コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。
- 5 前2項において、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。
- 6 前3項において、受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第12条 打合せ等

- 1 用地測量等を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡を

とり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- 2 用地測量等の作業着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 主任技術者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- 4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めるものとする。

なお、「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第13条 現地踏査

受注者は、用地測量等業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

第14条 作業計画の策定

- 1 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に、仕様書等及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画書を策定し、監督職員に提出しなければならない。
- 2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。

なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第33条、第34条、第35条及び第37条に関する事項も含めるものとする。

 - (1) 作業概要
 - (2) 作業方針
 - (3) 作業工程
 - (4) 作業組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果物の内容、部数
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制（緊急時を含む）
 - (9) 使用する主な機器
 - (10) その他
- 3 受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更作業計画書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、第1項の作業計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

第15条 監督職員の指示等

- 1 受注者は、用地測量等業務の実施に先立ち、主任担当者を立ち会わせたうえで、監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。
- 2 受注者は、用地測量等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、監督職員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。

第16条 貸与品等

- 1 受注者は、用地測量等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとする。

- 2 登記事項証明書等の貸与等を受ける必要があるときは、別途監督職員と協議するものとする。
- 3 貸与資料等の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、資料等の引き渡しは、「貸与物品引渡通知書」（様式第14－2号）により行うものとする。
- 4 受注者は、前項の資料等を受領したときは、「貸与物品受領書」（様式第14－3号）を監督職員に提出するものとする。
- 5 受注者は、用地測量等が完了したときは、完了の日から3日以内に資料を返納するとともに「貸与物品返納書」（様式第14－4号）を監督職員に提出するものとする。
- 6 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料等を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 7 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第17条 地元関係者との交渉等

- 1 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、用地測量等の作業の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、用地測量等の作業の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を用地測量等の条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した設計図書を変更する必要性が生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第18条 立入り及び立会い

- 1 受注者は、用地測量等のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。
- 3 受注者は、用地測量等を行うため土地、建物等の立ち入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

第19条 障害物の伐除

- 1 受注者は、用地測量等を行うため障害物を伐除しなければ作業が困難と認められるときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。
- 2 監督職員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書（様式第16号）を監督職員に提出するものとする。

第20条 身分証明書の携帯

- 1 受注者は、用地測量等の着手に当たり、あらかじめ用地測量等に従事する者（以下「主任技術者等」という。）の身分証明書交付願（様式第13－1号）を発注者に提出し身分証明書の交付を受けるものとし、用地測量等の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。

- 2 用地測量等に従事する者は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受注者は、用地測量等が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納（様式第13－2号）しなければならない。

第21条 監督職員への進捗状況の報告

- 1 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、監督職員から用地測量等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

第22条 成果物の提出等

- 1 受注者は、用地測量等の作業が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2 受注者は、用地測量等の実施期間中であっても、監督職員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。
- 3 監督職員は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができる。受注者は、当該報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。
- 4 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

第23条 成果物

- 1 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。
 - (1) 用地測量等の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
 - (2) 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、箇所名（地区名）、発注者及び受注者の名称を記載する。
 - (3) 目次及びページを付す。
- 2 受注者は、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「鹿児島県電子納品ガイドライン運用の手引き」（以下「電子納品ガイドライン等」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「電子納品ガイドライン等」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。
- 3 本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。
- 4 提出する成果物は、別記1「成果品一覧表」に掲げる成果物等で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は土地調書は2部、その他は正副各1部とする。

第24条 検査

受注者は、契約書第32条の規定に基づき、業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。

発注者は、用地測量等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。

検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 用地測量等成果物の検査
- (2) 用地測量等管理状況の検査

用地測量等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品ガイドライン等」を参考にするものとする。

第25条 修補

- 1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
- 4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第26条 条件変更等

- 1 契約書第18条第1項(5)に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
- 2 監督職員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示票によるものとする。

第27条 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、用地測量等業務委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 用地測量等の内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 発注者又は監督職員と受注者が協議し、用地測量等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第19条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 契約書第18条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
 - (2) 用地測量等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第28条 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して用地測量等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び用地測量等の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 契約書第24条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第29条 一時中止

- 1 契約書第20条の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他

自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による測量業務の中断については、契約書第27条（臨機の措置）により、受注者は適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により測量業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には測量業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については監督職員の指示に従わなければならない。

第30条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第31条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第41条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第32条 守秘義務

受注者は、契約書第1条第5項の規定により、当該業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 1 受注者は、当該業務の結果（業務実施の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 2 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第14条に示す作業計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密としなければならない。
- 3 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 4 当該業務で取り扱う情報は、アクセス制限及びパスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。
- 5 受注者は、当該業務完了時に、発注者から貸与された情報その他知り得た情報を発注者へ返却若しくは消去又は破棄を確実にしなければならない。
- 6 受注者は、当該業務の実施過程で知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第33条 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地測量等実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第34条 安全等の確保

- 1 受注者は、屋外で行う用地測量等の実施に際しては、用地測量等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 2 受注者は、屋外で行う用地測量等の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、用地測量等の実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う用地測量等の実施に当たり、事故が発生しないように主任技術者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う用地測量等の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う用地測量等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - 一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - 二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う用地測量等の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う用地測量等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第35条 行政情報流出防止対策の強化

- 1 受注者は、用地測量等の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとり、第14条で示す作業計画書に流出防止策を記載するものとする。
- 2 受注者は、用地測量等の履行に関する全ての行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、発注者が別途定める取扱いを遵守しなければならない。

第36条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 1 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。
- 3 前2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第37条 保険加入の義務

- 1 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第38条 用地測量の面積計算及び計算数値の取扱い

- 1 用地測量の面積計算は、原則として、座標法及び座標値に基づく数値三斜法によるものとする。
- 2 用地測量に係る計算数値の取扱は、座標法、数値三斜法による場合の計算の表示単位と桁数については、次のとおり端数は切り捨てるものとする。
 - 一 座標法による場合
 - ①長 さ m単位 小数点以下3桁
 - ②面 積 m²単位 小数点以下6桁
 - 二 数値三斜法による場合
 - ①底辺及び垂線長 m単位 小数点以下3桁
 - ②境界辺長 m単位 小数点以下3桁
 - ③面積及び合計 m²単位 小数点以下6桁
 - ④面 積 m²単位 小数点以下6桁
- 3 土地の面積は、平方メートルを単位として定め、原則として1平方メートルの100分の1未満の端数は、切り捨てるものとする。
- 4 前項の判断は、監督職員の指示によるものとする。

第39条 建物等の計測

- 1 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。
- 2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

ただし、通常メートル又はセンチメートルが単位として使用されているものについては、その例によるものとする。
- 4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。
 - 一 幹周、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
 - 二 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。ただし、庭木等のうち株物、玉物、生垣及び特殊樹については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
 - 三 地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。

第40条 図面等に表示する数値及び面積計算

- 1 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。
- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。
- 3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。

- 4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

第41条 環境改善の実施

業務の実施にあたっては、「環境改善実施要領（業務編）」（令和6年2月26日 鹿児島県策定）に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

第3章 権利調査

第42条 権利調査

権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

第43条 地図の転写

地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
- (2) 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
- (3) 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。

第44条 土地の登記記録の調査

土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督職員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- (1) 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- (2) 地目及び地積
- (3) 登記名義人の氏名等及び住所等
- (4) 共有土地については、共有者の持分
- (5) 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (6) 仮登記等があるときは、その内容
- (7) 仮差し押さえ、仮処分、買戻し等の特約その他登記簿に記載されている事項で必要と認められるもの
- (8) その他必要と認める事項

第45条 建物の登記記録の調査

1 建物の登記記録の調査は、第42条で作成した地図から監督職員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- (1) 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け
- (2) 登記名義人の氏名等及び住所等
- (3) 共有建物については、共有者の持分
- (4) 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (5) 仮登記等があるときは、その内容
- (6) 仮差し押さえ、仮処分、買戻し等の特約その他登記簿に記載されている事項で必要と認められるもの
- (7) その他必要と認める事項

2 その他の登記簿については、前項に準じて必要と認められる事項の調査を行うものとする。

第46条 権利者の確認調査

1 権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定

める書類等により行うものとする。

- (1) 戸籍簿，除籍簿，住民票又は戸籍の附票等
- (2) 商業登記簿，法人登記簿等
- 2 権利者が法人以外であるときの調査事項は，次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 権利者の氏名，住所及び生年月日
 - (2) 権利者が登記名義人の相続人であるときは，相続関係，相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。
 - (3) 権利者が未成年者等であるときは，その法定代理人等の氏名及び住所
 - (4) 権利者が不在者であるときは，その財産管理人の氏名及び住所
- 3 権利者が法人であるときの調査事項は，次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - (2) 法人を代表する者の氏名及び住所
 - (3) 法人が破産法（平成16年法律第75号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあっては，破産管財人等の氏名及び住所
- 4 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には，当該建物所有者の氏名及び住所等について，居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。

第47条 墓地管理者等の調査

墓地管理者等の調査は，改葬の補償及び祭し料調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第48号土地・建設産業局総務課長通知（以下「改葬及び祭し料要領」という。））により行うものとする。

第48条 土地利用履歴等の調査

土地利用履歴等の調査は，取得又は使用の対象となる土地に係る土壤汚染状況調査の実施の要否を判定するため，土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領（平成24年3月30日付け国土用第53号土地・建設産業局地価調査課長通知（以下「土地利用履歴等調査要領」という。））により行うものとする。

第49条 転写連続図の作成

転写した地図は，各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し，次の事項を記入するものとする。

- 1 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- 2 第44条(3)で調査した登記名義人の氏名等
- 3 管轄登記所名，転写年月日及び転写を行った者の氏名

第50条 調査書の作成

- 1 第44条から第46条までに調査した事項については，土地の登記記録調査表（様式第18－1号，第18－2号），土地調査表（様式第18－3号），建物の登記記録調査表（様式第19－1号，第19－2号）及び権利者調査表（様式第19－3号，第19－4号）に所定の事項を記載するものとする。
- 2 第45条第2項に掲げるその他の登記簿を調査した事項については，「建物登記簿調査表」に準じて必要事項を記載した調査表を適宜作成するものとする。
- 3 前2項の各調査表の編綴は，大字及び字ごとに地番順で行うものとする。
- 4 墓地管理者等の調査表は，第45条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。
- 5 土地利用履歴等の調査表は，第47条の調査結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

第4章 用地測量

第51条 公共用地境界の打合せ

受注者は、測量区域内に国有財産法（昭和23年法律第73条）第9条の規定に基づき部局長が管理する国有財産が存するとき又は、公共物管理者等が管理する土地が存するときは、公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について監督職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

第52条 資料の作成及び立会い

- 1 前条の打合せの結果を監督職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。

前条の打合せの結果、第49条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第56条第2項に準じた同意を取りつけるものとする。

第53条 境界確定後の図書の作成

前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行うものとする。

第54条 立会い準備

- 1 調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第44条から第47条までの調査結果を基に作成するものとする。
- 2 前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督職員と立会い日時、具体的な作業手続等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行うものとする。

第55条 境界立会いの画地及び範囲

境界立会いの画地及び範囲は、国土交通省公共測量作業規程に定めるところによるほか、1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日民二第456号法務省民事局長通達）第68条及び第69条に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地とする。

第56条 境界立会い

- 1 前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。
 - (1) 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。
 - (2) 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。
 - (3) 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鉋（頭部径15mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。
 - (4) 前各号で確認した境界点について、原則として、赤色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。

- 2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から「土地境界立会確認書（立会証明書）」（様式第20号）に確認のための署名押印を求めるものとする。
- 3 第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
 - (1) 関連する権利者全員の同意が得られないもの
 - (2) 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの
 - (3) 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

第57条 用地測量の基準点

- 1 用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督職員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用するものとする。
- 2 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには監督職員と協議するものとする。
- 3 第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受けるものとする。

第58条 境界測量

- 1 各境界点の測量を行うに当たっては、国土交通省公共測量作業規程に定めるところによるほか、土地の実測平面図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。
- 2 各境界点等は、連番を付するものとする。

第59条 用地境界仮杭の設置

- 1 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトータルステーション等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。
 - (1) 原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。
 - (2) 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋸（頭部径15mm）等のものとする。
 - (3) 用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色とする。
- 2 前項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係に関連する権利者に充分理解させたうえで用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

第60条 面積計算の範囲

面積計算の範囲は、境界確認を行う範囲とする画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。面積計算の範囲は、境界確認を行う範囲とする画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- (1) 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積
- (2) 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地（残地）の面積
- (3) 前各号によらない場合については、監督職員の指示による。

第61条 用地実測図等の作成

- 1 用地実測図等の作成に当たっては、次の各号の方法により行うものとする。
 - 一 用地実測図原図は、次の事項及び監督職員が指示する事項を記入する。
 - (1) 土地の測量に従事した者の氏名
 - (2) 道路名及び水路名
 - (3) 建物及び工作物
 - 二 用地平面図は、用地実測図原図から監督職員が指示する事項を記入する。
 - 三 用地平面図の表題は、別項「図面作成要領」により作成する。
- 2 受注者は、取得し又は使用する土地が一筆の土地の一部であるため分筆又は面積の更正を必要とする場合は、下記に基づき土地調書添付図、土地の所在を表す図面及び土地実地調査書を作成するものとする。

(土地調書添付図)

- (1) 土地調書添付図は、共通仕様書第60条及び第61条第1項に規定の面積計算表及び用地実測平面図に基づき1筆ごとに正本1部及び写し2部を作成すること。
- (2) 土地調書添付図は、不動産登記規則に規定の様式に準じて、JIS規格B列4判の強靱な用紙を用いて作成すること。
- (3) 土地調書添付図は、別に監督職員の指示による場合を除き土地実測平面図と同一の縮尺により作成すること。
- (4) 土地調書添付図には、方位、地番、隣地の地番並びに地積及び求積の方法を記載すること。
- (5) 残地についての求積も行うこと。
- (6) 土地調書添付図には、土地の筆界に境界標があるときはこれを記載すること。
この境界標を表示するには、境界標の存する筆界点に符号を付し、適宜の箇所にその符号及び境界標種類を記載すること。
- (7) 土地調書添付図には、土地の筆界に境界標がないときはその土地の位置関係を明らかにするため適宜の境界点について、恒久的地物（幅杭を含む。）からの距離、角度その他監督職員の指示する事項を記載すること。
- (8) 土地調書添付図は、0.2ミリメートルないし0.3ミリメートル以下の細線で鮮明に作成すること。

(土地の所在を表す図面)

- (1) 土地の所在を表す図面は、共通仕様書第49条の地図に基づき1筆ごとに正本1部及び写し1部を作成すること。
- (2) 土地所在図は、不動産登記規則に規定の様式に準じて、JIS規格B列4判の強靱な用紙を用いて作成すること。
- (3) 土地の所在を表す図面には、方位、形状及び隣地の地番を記載すること。
- (4) 土地の所在を表す図面は、0.2ミリメートル以下の細線で鮮明に作成すること。

(土地実地調査書)

- (1) 土地実地調査書は、原則として1筆ごとに正本1部及び写し1部を作成すること。ただし、同一地権者で隣接する土地の場合は複数筆をまとめて作成することもできる。
- (2) 土地実地調査書は、管轄法務局指定の様式により作成するものとし、作成方法は監督職員の指示によるものとする。
- (3) 画像情報は、全景や接近画像などにより、筆界・分筆線・基準点・引照点などが確認できるように作成すること。

第5章 土地調書及び物件調書の作成等

第62条 土地調書等の作成

受注者は、各章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第25号）及び物件調書（様式第26号）を作成するものとする。

委託業務関係様式

委託業務関係様式

様式番号	名称	調査業務等委託契約書 適用条文	測量業務共通仕様 書適用条項	用地調査等共通 仕様書適用条項
第1号	当初（変更）業務工程表	第3条		
第2－1号	調査職員選任通知書	第9条第1項及び第3項		
第2－2号	調査職員変更選任通知書			
第3号	指示，承諾，協議書	第9条第4項		
第4号	主任技術者選任（変更）通知書	第10条第1項及び第11条第1項		
第5号	変更指示書	第18条第2項，第3項及び第4項並びに第19条及び第20条第3項		
第6－1号	業務中止通知書	第20条第1項及び第2項		
第6－2号	業務中止解除通知書	〃		
第7号	履行期間延長願	第23条第1項		
第8号	履行期間短縮協議書	第24条第1項		
第9号	業務完了届	第32条第1項		
第10－1号	成果物引渡書	第32条第3項		
第10－2号	成果物の一部引渡書	第32条第3項及び第38条		
第10－3号	成果物引受書	第32条第3項		
第10－4号	成果物の一部引受書	第32条第3項及び第38条		
第11号	調査職員指定（変更）書	第9条第1項及び第3項		
第12号	設計業務等委託変更契約書	第31条その他		
	調査業務等委託変更契約書	〃		
第13－1号	身分証明書交付願		第117条第4項	第20条第1項
第13－2号	身分証明書返納願		第117条第4項	第20条第3項
	身分証明書		第117条第4項	第20条第2項
第14－1号	物品等貸与申請書		第114条	第16条
第14－2号	貸与物品引渡通知書		第114条	第16条第3項
第14－3号	貸与物品受領書		第114条	第16条第4項
第14－4号	貸与物品返納書		第114条	第16条第5項
第15号	業務着手届		第104条	第10条
第16号	障害物伐除報告書			第19条第2項
第17－1号	目的物の部分使用願		第128条第1号	
第17－2号	同同意書		第128条第2号	
	作業（調査）計画書			
第18－1号	土地の登記記録調査表（一覧）			第50条第1号
第18－2号	土地の登記記録調査表			
第18－3号	土地調査表			第50条第1号
第19－1号	建物調査表（一覧）			第50条第1号
第19－2号	建物の登記記録調査表			第50条第1号
第19－3号	権利者調査表（土地）			第50条第1号
第19－4号	権利者調査表（建物）			第50条第1号
第20号	土地境界立会確認書（立会証明書）			第56条第2号
第21号	基準点点の記			第57条
第22号	引照点点の記			第57条
第23号	境界点間測量精度管理表			第58条
第24号	土地調書一覧表			第62条
第25号	土地調書			第62条
第26号	物件調書			第62条
	公図等転写連続図 参考図			
	用地実測図原図 参考図			
	用地平面図 参考図			
	土地実地調査書			
	地積測量図記載例			

業 務 名		当 初	自 平成 年 月 日
		履行期間	至 平成 年 月 日
業務場所		変 更	自 平成 年 月 日
		履行期間	至 平成 年 月 日

発注者 職・氏名 殿

受注者 住 所

商号又は名称

代表者 職・氏名 印

左記の業務について、工程表を提出します。

当 初 （ 変 更 ） 業 務 工 程 表

工 種	月 日		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		摘 要
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	

注 1 様式は、履行期間の長短にかかわらず4月から翌年3月までの用紙を用いること。

2 工種は業務数量総括表の工種を記載する。（工種以外でも必要なものは記載する。）

3 変更工程表の場合は、変更前を上段に赤書き、変更後は下段に黒書きとすること。

第2－1号様式

年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者 職・氏名 殿

発注者 職・氏名



調査職員選任通知書

下記のとおり調査職員を定めたので通知します。

記

業 務 名		
業 務 場 所		
履 行 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日	
契 約 金 額		
調査職員職氏名		権限の内容
総 括 調 査 員 又は総括監督員		
調 査 員 又は監督員		

第2－2号様式

年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者 職・氏名

殿

発注者 職・氏名



調査職員変更選任通知書

下記のとおり調査職員を定めたので通知します。

記

業 務 名		
業 務 場 所		
履 行 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日	
契 約 金 額		
調査職員職氏名		権限の内容
総 括 調 査 員 又は総括監督員		
調 査 員 又は 監 督 員		

注) 「調査職員職氏名」欄の上段は新任者，下段は前任者

第3号様式

指示，承諾，協議書

業務名：

番号・年月日	
(協議) 事項	
指 示 事 項 承 諾 事 項	
確 認 欄	年 月 日 総括調査員又は総括監督員 調査員又は監督員 管理技術者 印 印 印

(別紙)

管理技術者

経歴書

照査技術者

(フリガナ)

1 氏 名

2 生 年 月 日 年 月 日 生

3 最 終 学 歴

年 月 日 卒業

4 取得資格等

年 月 日 取得
交付番号 ()

5 業 務 経 歴

(以下列記)

記載要領

- 1 各技術者ごとに別様とし、該当する技術者を○で囲むこと。
- 2 最終学歴は選考科目まで記載すること。
- 3 取得資格欄は、免許の名称、等級、種別、登録番号を記載すること。

年 月 日

発注者 職・氏名 殿

受注者
商号又は名称
代表者 職・氏名 印

管理技術者・照査技術者選任(変更)通知書

下記のとおり管理技術者等を定めた(変更した)ので、経歴書を添えて通知します。

記

業 務 名		
業務場所		
履行期間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日	
名 称	氏 名	(変更の理由)
管理技術者		
照査技術者		

注) 管理技術者等を変更する場合は、上段に新任者、下段に前任者を記入する。

(別紙)

指 示 内 訳

指示項目	変更区域	変更指示の内容	摘 要

第5号様式

年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者 職・氏名 殿

発注者 職・氏名



変更指示書（第 号）

下記事項について、別紙事項のとおり指示します。

記

業 務 名			
業 務 場 所			
契 約 変 更 別	当初契約	第 回変更	第 回変更
契 約 年 月 日			
履 行 期 間			
契 約 金 額			

別紙事項について、了解しました。

管理技術者氏名

印

第6－1号様式

年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者 職・氏名

殿

発注者 職・氏名

印

業務中止通知書

業務の施行を下記のとおり一時中止するので通知します。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
履 行 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
中 止 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日 (別途, 通知をする日まで)
業 務 中 止 す る 部 分	
業務中止の理由	
摘 要	

第6－2号様式

年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者 職・氏名

殿

発注者 職・氏名

印

業務中止解除通知書

年 月 日付けで業務中止した下記の業務については業務中止を解除します。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
履 行 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
中 止 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日 (別途, 通知をする日まで)
解 除 年 月 日	年 月 日
摘 要	

第 7 号様式

年 月 日

発注者 職・氏名 殿

受注者
商号又は名称
代表者 職・氏名 印

履行期間延長願

下記業務について，履行期間の延長をしてください。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 金 額	一金 円也
契 約 年 月 日	
履 行 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
延長履行期間	日間 期間算定資料は別紙のとおり
履行期間延長を 必要とする理由	

第 8 号様式

年 月 日

受注者
商号又は名称
代表者 職・氏名 殿

発注者 職・氏名 印

履行期間短縮協議書

下記業務のとおり業務の履行期間を短縮したいので協議します。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 金 額	一金 円也
契 約 年 月 日	
履 行 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
短縮履行期間	日間 期間算定資料は別紙のとおり
履行期間短縮を 必要とする理由	

第9号様式

年 月 日

発注者 職・氏名 殿

受注者
商号又は名称
代表者 職・氏名 印

業 務 完 了 届

下記のとおり業務を完了したので届け出ます。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 金 額	一金 円也
契 約 年 月 日	
履 行 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

年 月 日

発注者 職・氏名 殿

受注者

商号又は名称

代表者 職・氏名

印

成果物引渡書

下記の成果物の引渡しを申し出ます。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 金 額	一金 円也
契 約 年 月 日	
完了検査年月日	年 月 日

年 月 日

発注者 職・氏名 殿

受注者

商号又は名称

代表者 職・氏名

印

成果物の一部引渡書

下記の成果物の一部の引渡しを申し出ます。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 金 額	一金 円也
契 約 年 月 日	
完了検査年月日	年 月 日

第10－3号様式

年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者 職・氏名 殿

発注者 職・氏名



成果物引受書

下記の成果物の引渡しを受けました。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 金 額	一金 円也
契 約 年 月 日	
完了検査年月日	年 月 日

第10－4号様式

年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者 職・氏名 殿

発注者 職・氏名



成果物の一部引受書

下記の成果物の一部の引渡しを受けました。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 金 額 (出来高金額)	一金 円也 (一金 円也)
契 約 年 月 日	
出 来 形 等 検 査 年 月 日	年 月 日

第 11 号様式

調査職員指定（変更）書	
業 務 名	
業 務 場 所	
令和 年 月 日 上記業務の調査職員に，次の者を指定する。 所属長 職・氏名印	
総 括 調 査 員 又は総括監督員 職 氏 名	
調 査 員 又 は 監 督 員 職 氏 名	
委任 調査業務 の内容 指示	

調査業務等委託変更契約書

- 1 委託業務名
- 2 委託場所
- 3 変更契約事項

収入印紙

(1)	第 回 変 更 業 務 委 託 料 増 減 額	一金 円也 〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〕 〔一金 円也 〕
	変 更 後 業 務 委 託 料	一金 円也 〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〕 〔一金 円也 〕 (注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項、第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料に / を乗じて得た額である。
(2)	第 回 変 更 契 約 保 証 金 額 増 減 額	一金 円也
	変 更 後 契 約 保 証 金 額	一金 円也
(3)	完 成 期 間 増 減 日 数	日間
	た だ し 当 初 完 了 期 限	年 月 日
	第 回 変 更 完 了 期 限	年 月 日
	第 回 変 更 完 了 期 限	年 月 日
	今 回 変 更 完 了 期 限	年 月 日
(4)	委 託 内 容	別紙のとおり
(5)	そ の 他 の 事 項	

4 変更工程表 別紙のとおり

上記変更契約の証として発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を原設計等委託契約書とともに保持する。(注1)

上記変更契約の証として本契約書の電磁記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後署名を施し、各自その電磁記録を原設計等委託契約書とともに保管する。(注2)

(注1) 契約書について紙をもって作成する場合に記載する。

(注2) 契約書について電磁記録をもって作成する場合に記載する。

年 月 日

発 注 者 住 所
職 氏 名

印

受 注 者 住 所
商 号 又 は 名 称
代表者 職・氏名

印

設計業務等委託変更契約書

- 1 委託業務名
- 2 委託場所
- 3 変更契約事項

収入印紙

(1)	第 回 変 更 業 務 委 託 料 増 減 額	一金 円也 〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〕 〔一金 円也〕
	変 更 後 業 務 委 託 料	一金 円也 〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〕 〔一金 円也〕 (注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項、第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料に / を乗じて得た額である。
(2)	第 回 変 更 契 約 保 証 金 額 増 減 額	一金 円也
	変 更 後 契 約 保 証 金 額	一金 円也
(3)	完 成 期 間 増 減 日 数	日間
	た だ し 当 初 完 了 期 限	年 月 日
	第 回 変 更 完 了 期 限	年 月 日
	第 回 変 更 完 了 期 限	年 月 日
	今 回 変 更 完 了 期 限	年 月 日
(4)	委 託 内 容	別紙のとおり
(5)	そ の 他 の 事 項	

4 変更工程表 別紙のとおり

上記変更契約の証として発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を原設計等委託契約書とともに保持する。(注1)

上記変更契約の証として本契約書の電磁記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後署名を施し、各自その電磁記録を原設計等委託契約書とともに保管する。(注2)

(注1) 契約書について紙をもって作成する場合に記載する。

(注2) 契約書について電磁記録をもって作成する場合に記載する。

年 月 日

発 注 者 住 所
職 氏 名

印

受 注 者 住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 ・ 氏 名

印

年 月 日

発注者 殿

受注者
商号又は名称
代表者の氏名 印

身 分 証 明 書 交 付 願

令和 年 月 日請負契約を締結した 測量作業実施のため、測量法第 1 5 条第 3 項の規定に基づく身分証明書の交付を下記のとおり申請します。

記

氏名	生年月日	所属	測量士・補 登録番号	作業名称	作業期間	備考
	H .	(株)		基準測量	R . . ～ R . .	

- 備考 1 「所属」欄は、会社名及び所属部課名とする。
2 「作業名称」欄は、用地測量、土地条件調査等の例により記載する。
3 「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間とする。

< 表 >

第	号	身 分 証 明 書		
請負者	住所 名称 役職及び氏名			
上記の者は、測量作業員であることを証する。				
有効期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
発行日		年	月	日
発行者	住所			
印				

< 裏 >

1	本証は、公印、日付のないものは無効とする。
2	有効期限を経過したとき、又は測量等請負契約が解除されたとき等、不用になったときにはただちに返還すること。
3	役職、氏名に変更があったとき、又は請負者の住所・名称に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更を受けるものとする。
4	本証は他人に貸与、又は譲渡してはならない。

年 月 日

発注者

殿

受注者

商号又は名称

代表者の氏名

印

物 品 等 貸 与 申 請 書

_____測量作業に使用したいので，下記物品を貸与して下さるよう申請します。

記

品 名	数 量	内 容

年 月 日から

貸与期間

年 月 日まで

上記の物品を受領しました。

年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者の氏名

印

注 1 本書は 2 部作成し，うち 1 部を受領とする。

2 原図又は空中写真フィルムを受領するときには，会社発行の身分証明書を提示すること。

年 月 日

商号又は名称
代表者の氏名

殿

印

下記のとおり貸与物品を引き渡します。

記

[illegible]

殿

印

下記のとおり貸与物品を受領しました。

記

[illegible]

年 月 日

発注者 殿

受注者
商号又は名称
代表者の氏名 印

業 務 着 手 届

下記のとおり業務に着手したので届けます。

記

業務名	
業務場所	
契約金額	一金 円也
契約年月日	
履行期間	自 令和 年 月 日 日間 至 令和 年 月 日
着手年月日	令和 年 月 日

発注者
殿

受注者
商号又は名称
代表者の氏名
印

障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約の _____ 用地調査等のため，障害物を
伐除したので，報告します。

立竹木調査表					調査年月日		年 月 日	
図面番号		位 置		調査者氏名		印		
年 度		工 事 名			路線名又は河川名			
立竹木所在地								
所有者	住 所							
	氏 名							
摘 要		※○○ ○○○ ○印						
分 類	種 類	胸高直径 根周り 株周り	樹 齢	樹 高	枝 幅	本 数 株数又 は面積	移 植 又 伐 は 採	摘要

備考 1 分類欄は，庭木用材木，炭林，竹，収穫樹等の分類を記載すること。
2 種類欄は，樹種を記載すること。
3 摘要欄には伐除承諾した所有者証明（氏名，押印）を記載すること。

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者の氏名

殿

印

令和 年 のとおり貸与物品を引き渡します。

記

[illegible]

年 月 日

発注者

発注者

商号又は名称

代表者の氏名

印

目的物の部分使用については同意します。

記

1 業務名

2 業務場所

3 工期

4 部分使用の目的

5 その他

土地の登記記録調査表（一覧）

[illegible]

土 地 の 登 記 記 録 調 査 表

調査年月日		調査者		整理番号		
表 題 部（土地の表示）						
所 在						
地 番		最終支号		地目		
所有者						
権 利 部 甲 区 欄（所有権）						
登 記 名 義 人	氏 名 ， 名 称				共有持分	
	住所，所在地					
	氏 名 ， 名 称				共有持分	
	住所，所在地					
	氏 名 ， 名 称				共有持分	
	住所，所在地					
権 利 部 乙 区 欄（所有権以外の権利）						
登 記 名 義 人	氏 名 ， 名 称					
	住所，所在地					
	権 利 の 種 類		順位 番号		権利の内容	
	権 利 の 始 期				存 続 期 間	
	氏 名 ， 名 称					
	住所，所在地					
	権 利 の 種 類		順位 番号		権利の内容	
	権 利 の 始 期				存 続 期 間	
仮登記の内容						

土 地 調 査 表											整理 番号				
不 動 産 登 記 簿						分 割 の 部	用 地		登 記 記 録 調 査	調 査 年 月 日			調 査 者		
表 題 部				権 利 部			符 号	地 積	法 人 登 記 簿 又 は 商 業 登 記 簿 調 査						
所 在 地	都 府 県 郡 市 区								戸 籍 簿 等 調 査						
	町 村 大字 字								現 況 調 査						
地 番			地 目					残 地		課 税 評 価 格					
地 積							符 号	地 積							
所 有 者									所有権以外の権利又は仮登記の調査						
備考							現 況 調 査	地 目	地 積						
戸 籍 簿 等 法 人 登 記 簿 又 は 商 業 登 記 簿 調 査						その他土地等の評価に必要な資料の調査									

建物 の 登記 記録 調査 表 (一 覧)

[illegible]

建物の登記記録調査表

調査年月日		調査者		整理番号		
表 題 部（主たる建物の表示，附属建物の表示）						
所 在				家屋番号		
種 類		構 造		床 面 積		
登記原因及びその日付						
所有者						
権 利 部 甲 区 欄（所有権）						
登 記 名 義 人	氏 名 ， 名 称				共有持分	
	住所，所在地					
	氏 名 ， 名 称				共有持分	
	住所，所在地					
権 利 部 乙 区 欄（所有権以外の権利）						
登 記 名 義 人	氏 名 ， 名 称					
	住所，所在地					
	権 利 の 種 類		順位 番号		権利の内容	
	権 利 の 始 期				存 続 期 間	
	氏 名 ， 名 称					
	住所，所在地					
	権 利 の 種 類		順位 番号		権利の内容	
	権 利 の 始 期				存 続 期 間	
仮登記，予告登記の内容						

権 利 者 調 査 表 （ 土 地 ）

調査年月日				調査者				整理番号				
権 利 者 が 法 人 以 外	登記名義人の氏名							生 年 月 日				
								死亡年月日				
	登記名義人の住所											
	相 続 関 係							相続系統図		別 紙		
	相続人の氏名		生 年 月 日 死亡年月日		被相続人 との続柄		相続人の住所					
	権 利 者 が 法 人	法定代 理人等		氏 名								
住 所												
財 産 管理人		氏 名										
		住 所										
法 人 の 名 称												
主たる事務所の所在地												
法人の 代表者		氏 名										
		住 所										
破産管 財人等		氏 名										
		住 所										

権 利 者 調 査 表 （ 建 物 ）

調査年月日				調査者				整理番号			
権利者が法人以外	登記名義人の氏名							生年月日			
								死亡年月日			
	登記名義人の住所										
	相 続 関 係							相続系統図		別 紙	
	相続人の氏名		生年月日 死亡年月日		被相続人との続柄		相続人の住所				
	法定代理人等		氏 名								
		住 所									
財産管理人		氏 名									
		住 所									
権利者が法人	法人の名称										
	主たる事務所の所在地										
	法人の代表者		氏 名								
			住 所								
	破産管財人等		氏 名								
			住 所								

引 照 点 点 の 記

路線番号		点番号	標識の種類	所在地		
				X座標	Y座標	
見 取 り 図	平 面 図		引 照 点		杭 種	
地上写真 (近景)	写真貼付 ※撮影年月日： 年 月 日					
地上写真 (遠景)	写真貼付 ※撮影年月日： 年 月 日					

土地調書一覽表

所在：

[illegible]

年	月	日	土地所有者住所 氏名又は名称	印
年	月	日	関係者住所 氏名又は名称	印

都府県 市 区 町 村 地内

[illegible]

印

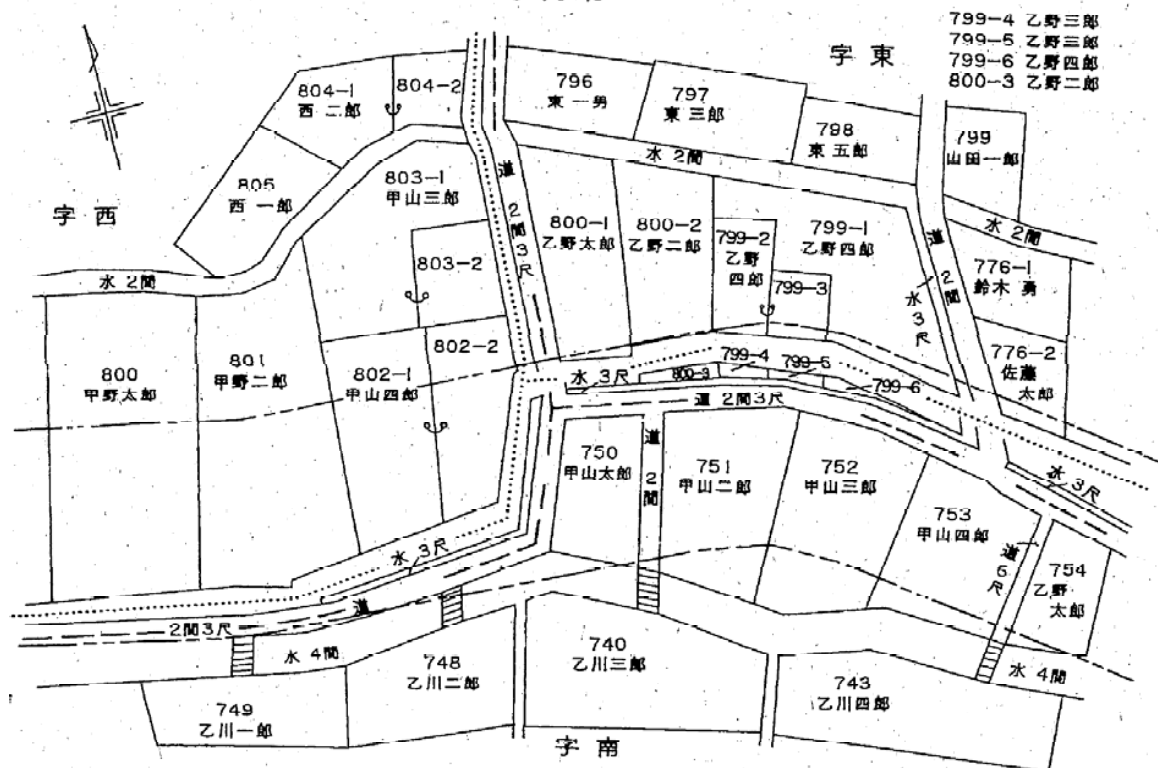
印

[illegible]

●公図等転写連続図

公圖等轉写連續圖 縮尺 $\frac{1}{600}$

○○町大字河北



..... : 公図等の図葉界

∪ : 同一所有者

: 用地取得等の予定線

注. 管轄登記所名、転写年月日、転写者氏名を記載する。

●用地実測図原図

年
月
測量

従事者名
作業機関名

地番	37-3 B		
地目	公費:宅地	現況:宅地	
権利者	所有者: 甲山一郎	借地人: 乙山次郎	
符号	底辺	高さ	借面積
1	10.663	4.714	50.255382
2	10.663	3.143	33.513809
3	5.843	1.577	9.214411
計			92.993602
1/2			46.496801
地積			46.49

地番	37-3 C		
地目	公費:宅地	現況:宅地	
権利者	所有者: 甲山一郎	借地人: 乙野三郎	
符号	底辺	高さ	借面積
1	9.041	4.022	36.362902
2	9.041	3.498	31.65418
計			67.988329
1/2			33.994160
地積			33.99

地番	37-1 B		
地目	公費:宅地	現況:宅地	
権利者	所有者: 乙山二郎		
符号	底辺	高さ	借面積
1	4.768	1.560	7.438088
2	11.860	3.983	46.999400
3	20.072	4.010	80.488720
4	5.896	3.377	33.418792
計			168.344992
1/2			84.172496
地積			84.17

地番	85 C		
地目	公費:畑	現況:宅地	
権利者	所有者: 乙川太郎	借地人: 甲山太郎	
符号	底辺	高さ	借面積
1	6.522	1.422	9.274284
2	6.522	1.463	9.541685
3	9.064	1.877	17.013128
4	19.508	3.042	59.343336
5	11.384	2.830	32.216720
計			127.389154
1/2			63.694577
地積			63.69

地番	85 B		
地目	公費:畑	現況:畑	
権利者	所有者: 乙川太郎		
符号	底辺	高さ	借面積
1	3.574	0.816	2.916384
2	5.803	3.013	17.484439
3	11.156	1.760	19.634560
4	11.156	2.837	31.649572
計			71.684955
1/2			35.842477
地積			35.84

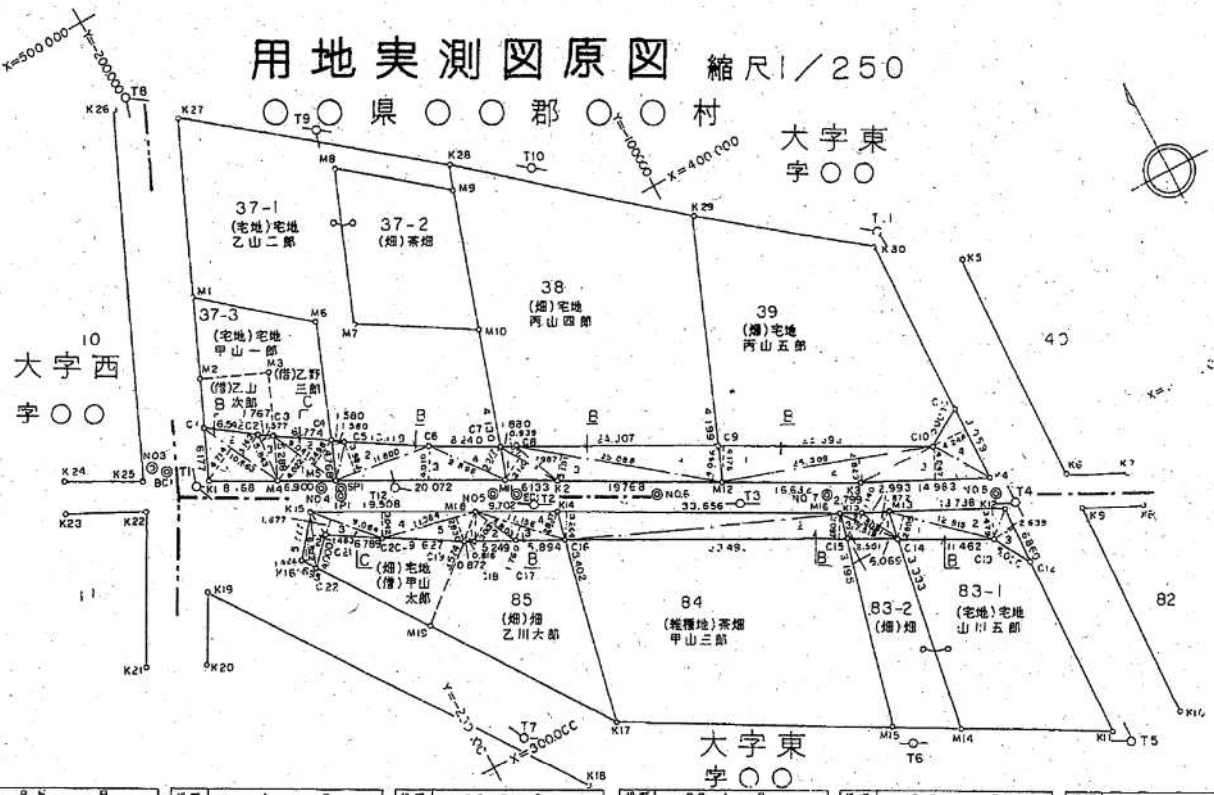
地番	84 B		
地目	公費:雑種地	現況:茶畑	
権利者	所有者: 甲山三郎		
符号	底辺	高さ	借面積
1	33.556	3.264	109.853184
2	33.493	3.097	103.727821
計			213.581005
1/2			106.790502
地積			106.79

地番	83-2 B		
地目	公費:畑	現況:畑	
権利者	所有者: 山川五郎		
符号	底辺	高さ	借面積
1	5.091	1.872	9.530352
2	7.519	1.140	8.571660
3	7.519	2.501	18.805019
計			36.907031
1/2			18.453515
地積			18.45

地番	83-1 B		
地目	公費:宅地	現況:宅地	
権利者	所有者: 山川五郎		
符号	底辺	高さ	借面積
1	12.915	2.805	36.226575
2	13.738	3.479	47.794502
3	6.860	2.639	18.103540
計			102.124617
1/2			51.062308
地積			51.06

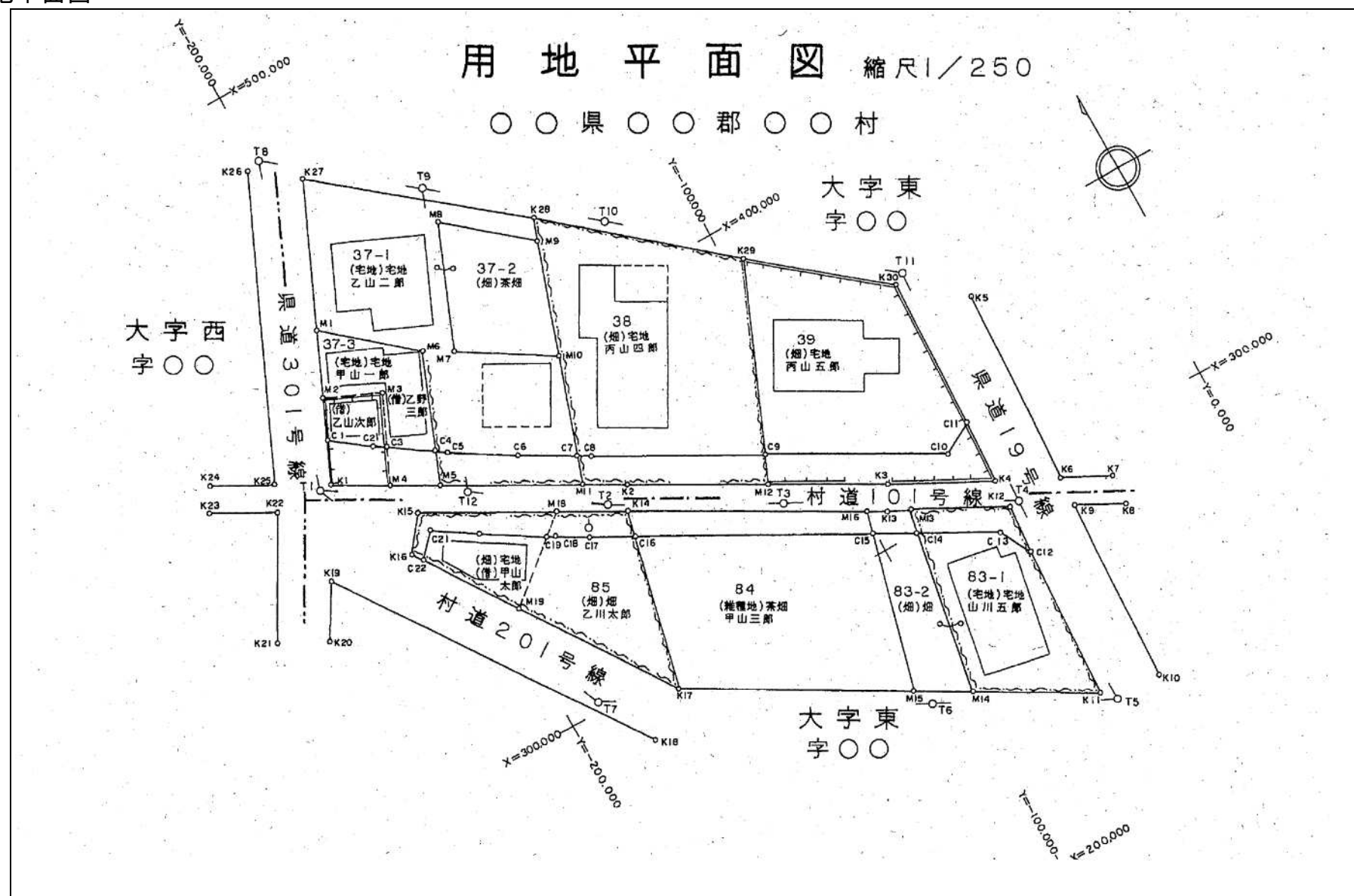
地番	38 B		
地目	公費:畑	現況:宅地	
権利者	所有者: 西山四郎		
符号	底辺	高さ	借面積
1	7.987	3.120	24.919440
2	7.987	0.939	7.499793
3	25.088	3.191	80.055808
4	25.088	4.045	101.506048
計			213.981089
1/2			106.990544
地積			106.99

地番	39 B		
地目	公費:畑	現況:宅地	
権利者	所有者: 西山五郎		
符号	底辺	高さ	借面積
1	25.393	4.176	106.041168
2	25.309	2.829	71.599161
3	14.983	4.047	60.636201
4	9.059	4.246	38.464514
計			276.741044
1/2			138.370522
地積			138.37



計画機関名

作業機関名
従事者名



計画機関名	備考

土 地 実 地 調 査 書							土地
以下のとおり調査したものであり、記載内容は事実と相違ない。							
年 月 日							
官公署の長						電子署名又は職印	
(担当者の職氏名)							
電話番号							
01 登記の目的							
申請番号	事件名						
	☐ 表題 ☐ 地積測量図訂正	☐ 分筆 ☐ 土地所在図訂正	☐ 合筆 ☐ 土地所在図訂正	☐ 所在 ☐ 土地所在図訂正	☐ 地目 ☐ その他()	☐ 地積 ☐ 地図訂正	☐ 変更 ☐ 更正
	☐ 表題 ☐ 地積測量図訂正	☐ 分筆 ☐ 土地所在図訂正	☐ 合筆 ☐ 土地所在図訂正	☐ 所在 ☐ 土地所在図訂正	☐ 地目 ☐ その他()	☐ 地積 ☐ 地図訂正	☐ 変更 ☐ 更正
02 調査した土地 (表題登記以外は、申請前の状況を記載すること。)							
申請番号	所 在	地 番	地 目	地 積 ㎡	第三者の権利の有無	利用状況	地積測量図の有無
					☐ 有 ☐ 無		☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無		☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無		☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無		☐ 有 ☐ 無
03 所有権登記名義人等							
地 番	所有権登記名義人 (☐ 立会人)						
	住所 (登記記録と異なる場合)						
	氏名						
	本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他 ()					
	持分	☐ 単有 ☐ 共有 (持分)					
	連絡先 (電話番号等)						
	立会人						
	住所						
	氏名						
	本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他 ()					
	所有権登記名義人との関係	☐ 親族 () ☐ 管理者 () ☐ 代表者 ☐ その他 ()					
	連絡先 (電話番号等)						
	立会・確認状況等	平成 年 月 日 立会・確認					

地 番	所有権登記名義人（□立会人）				
	住所 (登記記録と異なる場合)				
	氏名				
	本人確認方法	□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他（ ）			
	持分	□単有 □共有（持分 ）			
	連絡先（電話番号等）				
	立会人				
	住所				
	氏名				
	本人確認方法	□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他（ ）			
	所有権登記名義人との関係	□親族（ ） □管理者（ ） □代表者 □その他（ ）			
	連絡先（電話番号等）				
	立会・確認状況等	平成 年 月 日 立会・確認			
	地 番	所有権登記名義人（□立会人）			
	住所 (登記記録と異なる場合)				
	氏名				
	本人確認方法	□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他（ ）			
	持分	□単有 □共有（持分 ）			
	連絡先（電話番号等）				
	立会人				
	住所				
	氏名				
	本人確認方法	□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他（ ）			
	所有権登記名義人との関係	□親族（ ） □管理者（ ） □代表者 □その他（ ）			
	連絡先（電話番号等）				
	立会・確認状況等	平成 年 月 日 立会・確認			
	地 番	所有権登記名義人（□立会人）			
	住所 (登記記録と異なる場合)				
	氏名				
	本人確認方法	□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他（ ）			
	持分	□単有 □共有（持分 ）			
	連絡先（電話番号等）				
	立会人				
	住所				
	氏名				
	本人確認方法	□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他（ ）			
	所有権登記名義人との関係	□親族（ ） □管理者（ ） □代表者 □その他（ ）			
	連絡先（電話番号等）				
	立会・確認状況等	平成 年 月 日 立会・確認			
	04 登記原因及びその日付				
申請番号	地 番	原因日付	原因	登記原因及びその日付の具体的判断理由	

05 調査資料・証言・事実等			
資料等区分	資料等番号	資料等名	
登記所資料		☐ 土地登記記録	
		☐ 土地閉鎖登記記録・閉鎖登記簿	
		☐ 建物登記記録	
		☐ 建物閉鎖登記記録・閉鎖登記簿	
		☐ 地図（ ）	
		☐ 地図に準ずる図面（ ）	
		☐ 閉鎖地図及び閉鎖地図に準ずる図面	
		☐ 地積測量図・土地所在図	
		☐ 筆界特定関係資料等	
		☐ 旧土地台帳	
		☐ 旧土地台帳附属地図（和紙公図）	
		☐ 基準点成果	
		☐ その他（ ）	
		☐ その他（ ）	
	官公署等資料		☐ 台帳申告書写し
		☐ 地籍図等	
		☐ 国土調査等関係資料	
		☐ 道路台帳	
		☐ 道路台帳附属地図	
		☐ 道路境界確定図等	
		☐ 法定外公共物確定協議書等	
		☐ 公共用地私下げ図面等	
		☐ 河川法の適用河川境界承認図等	
		☐ 換地確定図	
		☐ 戦災復興区画整理図	
		☐ 空中写真	
		☐ 農業委員会の許可書等	
		☐ 基準点成果	
		☐ その他（ ）	
	☐ その他（ ）		
その他の事実等		☐ 地形地物：段差・石垣・のり地・崖・沢・道路・水路・尾根・谷・その他	
		☐ 工作物：境界標識・土留め・ブロック塀・コンクリート擁壁・その他	
		☐ 筆界確認書，立会証明書等	
		☐ 売渡図面	
		☐ 承諾書	
		☐ 証言（証言者 ）	
		☐ その他（ ）	
		☐ その他（ ）	
06 資料・証言・事実等の分析			
資料等番号	地 番	分析手法，分析結果その他必要な事項	
		作成年月日	昭和○年○月○日
		求積方法	☐ 座標法 ☐ 三斜法 ☐ その他（ ）
		作成年月日	昭和○年○月○日
		求積方法	☐ 座標法 ☐ 三斜法 ☐ その他（ ）
		証言者	

07 現地の状況				□別紙のとおり	
点名		境界標		確認の状況	
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠 景				近 景	
	撮影年月日 備 考				撮影年月日 備 考
点名		境界標		確認の状況	
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠 景				近 景	
	撮影年月日 備 考				撮影年月日 備 考
点名		境界標		確認の状況	
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠 景				近 景	
	撮影年月日 備 考				撮影年月日 備 考
点名		境界標		確認の状況	
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠 景				近 景	
	撮影年月日 備 考				撮影年月日 備 考
点名		境界標		確認の状況	
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠 景				近 景	
	撮影年月日 備 考				撮影年月日 備 考
その他 必要な事項					

08 地域区分・精度区分						
地域区分	☐ 市街地地域 (甲2まで)		☐ 村落・農耕地域 (乙1まで)		☐ 山林・原野地域 (乙3まで)	
地図等の 精度区分	☐ 甲1 ☐ 甲2 ☐ 甲3 ☐ 乙1 ☐ 乙2 ☐ 乙3 ☐ なし					
09 筆界位置の計測						
基準点測量等						
測地系	☐ 世界測地系 ☐ 変換パラメータ () ☐ 任意座標 ()					
使用機器	☐ TS ☐ GNSS ☐ その他 ()					
観測方法	☐ 放射 ☐ 結合 ☐ 閉合 ☐ 交会 ☐ 単回 ☐ 対回 ☐ 平均 ☐ その他 ()					
	☐ スタティック ☐ 短縮スタティック ☐ RTK ☐ ネットワーク型RTK ☐ その他 ()					
観測日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
使用した 基本三角点等	点 名	等級・種別			標 識	
補助基準点	点 名	名称・種別			標 識	
恒久的地物	点 名	名称・種別			地物の名称	
遠 景	撮影年月日 備 考			近 景	撮影年月日 備 考	
基本三角点等に基づく測量ができない理由						
一 筆 地 測 量						
使用機器	☐ TS ☐ GNSS ☐ その他 ()					
観測日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
求積・誤差の許 容限度の検証	地 番	登記地積 ㎡	実測面積 ㎡	較 差 ㎡	公 差	地積更正の要否
						☐ 要 ☐ 否
						☐ 要 ☐ 否

10 補足・特記事項 (※各欄における記録事項を補足すべき事項等を記録する。)	
11 画像情報 ☐別紙のとおり 撮影年月日 備 考 撮影年月日 備 考	
12 調査図（現地案内図等） ☐別紙のとおり 調査図番号（ ） タイトル	

記載例 1 全地測量を行った場合
(永続性のある境界標がある場合)

測地成果2000
による座標値

地番	1-1				
測点	標識	X	Y	$Y_{n+1}-Y_n-1$	$X_n(Y_{n+1}-Y_n-1)$
20	既設 コンクリート杭	30070.586	-68233.674	42.388	1274030.587648
21	既設	30040.158	-68219.281	10.055	302053.788690
25	既設 コンクリート杭	30028.379	-68223.619	-19.632	-689517.136528
13	新設 金属標	30027.941	-68238.913	-18.546	-556898.193786
14	新設 金属標	30041.302	-68242.165	-18.936	-568862.094672
15	新設 コンクリート杭	30051.053	-68257.849	-19.484	-585514.716652
22		30060.949	-68261.649	24.175	726723.442075
			倍面積	-2015.676775	
			面積	1007.838375	
			地積	1007.83m ²	

地番	1-2				
測点	標識	X	Y	$Y_{n+1}-Y_n-1$	$X_n(Y_{n+1}-Y_n-1)$
15	新設 コンクリート杭	30051.053	-68257.849	-14.954	-449383.446562
16		30045.281	-68257.119	0.741	22263.553221
17		30036.039	-68257.108	-0.734	-22046.452626
11		30028.310	-68257.853	8.649	259714.853190
12		30027.668	-68248.459	18.940	568724.031920
13	新設 金属標	30027.941	-68238.913	6.294	188995.860654
14	新設 金属標	30041.302	-68242.165	-18.936	-568862.094672
			倍面積	593.694875	
			面積	296.8474375	
			地積	296.84 m ²	

引照点の記載は永続性のある境界標を2点以上設置した場合は記載の必要がない。

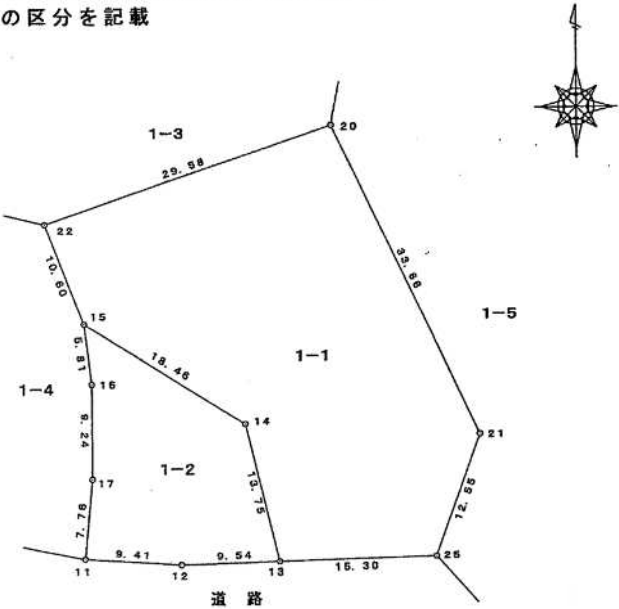
17条地図地区、国土調査区域では、復元測量に使用した基準点を記載する
この基準点は永続性のある基準点とは限らない。

本測量に使用した基準点一覧

測点	X	Y	標識
QQ13-4	29929.981	-68270.165	金属標
QQ13-5	30080.492	-68275.061	金属標
QQ13-6	30103.116	-68216.849	金属標
QQ13-7	30007.350	-68241.064	金属標

地番		地積測量図
土地の所在	〇〇〇郡〇〇〇町大字〇〇〇字〇〇	

境界標の表示はマーク・略記・凡例等適宜の方法でよい
境界標識は永続性のある標識のみを記載する
既設・新設の区分を記載



作成者		申請人		縮尺	1/〇〇〇
	(年 月 日作成)				

記載例 2 全地測量を行った場合
(永続性のある境界標がない場合)

測地成果2000
による座標値

地 番	1-1				
測 点	標 識	X	Y	Yn+1-Yn-1	Xn (Yn+1-Yn-1)
20		30070.586	-68233.674	42.368	1274030.587648
21		30040.158	-68219.281	10.055	302053.788690
25		30028.379	-68223.619	-19.632	-589517.136528
13		30027.941	-68238.913	-18.546	-556898.193786
14		30041.302	-68242.165	-18.936	-568862.094672
15		30051.053	-68257.849	-19.484	-585514.716652
22		30060.949	-68261.649	24.175	726723.442075
				倍面積	-2015.676775
				面積	1007.8383875
				地積	1007.83m ²

地 番	1-2				
測 点	標 識	X	Y	Yn+1-Yn-1	Xn (Yn+1-Yn-1)
15		30051.053	-68257.849	-14.954	-449383.446562
16		30045.281	-68257.119	0.741	22263.853221
17		30036.039	-68257.108	-0.784	-22046.452626
11		30028.310	-68257.853	8.649	259714.853190
12		30027.668	-68248.459	18.940	568724.031920
13		30027.941	-68238.913	6.294	188995.850854
14		30041.302	-68242.165	-18.936	-568862.094672
				倍面積	593.694875
				面積	296.8474375
				地積	296.84 m ²

引照点	境界点	方向角	夾角	距離
T. 1	T. 2	345-32-27	0-00-00	35.100
	13	52-02-05	86-29-38	23.960
	15	359-55-49	14-23-22	37.852
T. 2	T. 1	165-32-27	0-00-00	35.100
	13	124-50-21	319-17-84	33.693
	15	66-05-46	260-33-19	9.536

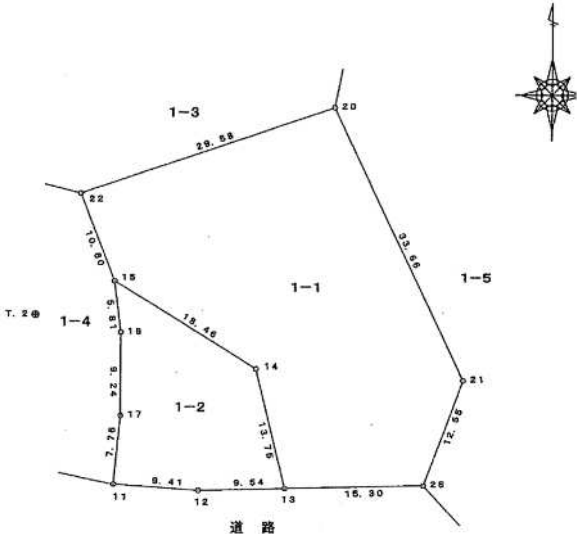
測 点	X	Y	標 識
T. 1	30013.201	-68257.803	新設金風標
T. 2	30047.189	-68266.567	新設金風標

17条地籍地区、国土調査区域では、復元測量に使用した基準点を記載する
この基準点は永続性のある基準点とは限らない。

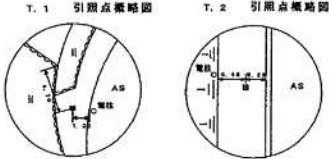
本測量に使用した基準点一覧

測 点	X	Y	標 識
QQ13-4	29929.981	-68270.165	金 風 標
QQ13-5	30080.492	-68275.061	金 風 標
QQ13-6	30103.116	-68216.849	金 風 標
QQ13-7	30007.950	-68241.084	金 風 標

地 番		地 積 測 量 図
土地の所在	〇〇〇郡〇〇〇町大字〇〇〇字〇〇	



T. 1、T. 2の引照点には概略図または場所の略記が必要
引照点から境界点への距離・角度は、表形式・測量図への図示
する方法等適宜の方法でよい



作成者		申請人		縮尺	1/〇〇〇
(年 月 日作成)					

成果品一覽表

成果品一覧表

業務区分	成果品の名称	備考
公図等転写	公図等転写図	不動産登記法14条地図 法務局備え付け地図
公図等転写連続図作成	公図等転写連続図	位置関係を整合させた連続地 図参考図
土地登記記録の調査	土地の登記記録調査表（一覧） 土地調査表	様式第18－1号 様式第18－3号
地積測量図転写	地積測量図（案）	法務局備え付け地積測量図
建物登記記録の調査	建物調査表（一覧） 建物登記記録調査	様式第19－1号 様式第19－2号
権利者確認調査	権利者調査表（土地） 相関図作成 権利者調査表（建物） 相関図作成	様式第19－3号 様式第19－4号
境界確認	立会人名簿 立会依頼通知書	
土地境界立会確認書作成 補助基準点の設置	土地境界立会確認書（立会証明書） 基準点成果表 基準点網図 観測手簿 計算簿 基準点精度管理表 基準点点の記 引照点点の記	様式第20号 様式第21号 様式第22号
境界測量	基準点一覧表（使用部分） 境界測量観測手簿 境界測量計算書	
境界点間測量	境界測量精度管理表	様式第23号
用地境界仮杭設置	杭設置箇所表示図 座標計算書	
用地実測図原図作成	用地実測図原図 用地実測図原図精度管理表 用地平面図 用地平面図精度管理表	参考図 公共測量作業規程 参考図 公共測量作業規程
面積計算	面積計算書	
土地調書作成	土地調書一覧表 土地調書	様式第24号 様式第25号
復元測量	復元箇所位置図 復元箇所座標又は観測手簿	
用地境界杭設置	設置位置図 設置位置座標	
地積測量図等作成	地積測量図 土地地形図または土地所在図 土地実地調査書	参考図 参考調書
用地丈量データ作成	用地丈量データ（電子データ）	

（注）上表は、標準的な成果品一覧であるため、業務内容に応じて適宜加除修正すること。

成果品一覧表（再測量及び境界杭設置）

業務区分	成果品の名称	備考
境界確認	立会人名簿 立会依頼通知書	
土地境界立会確認書作成	土地境界立会確認書（立会証明書）	様式第20号
補助基準点の設置 （必要に応じて）	基準点成果表 基準点網図 観測手簿 計算簿 基準点精度管理表 基準点点の記 引照点点の記	様式第21号 様式第22号
境界測量	基準点一覧表（使用部分） 境界測量観測手簿 境界測量計算書	
境界点間測量	境界測量精度管理表	第23号
復元測量	復元箇所位置図 復元箇所座標又は観測手簿	
用地境界杭設置	設置位置図 設置位置座標 現場写真	発注者の指示による

（注）上表は、標準的な成果品一覧であるため、業務内容に応じて適宜加除修正すること。

成果品一覧表（公共用地境界確定協議）

業務区分	成果品の名称	備考
用地実測平面図作成	用地実測図原図 用地実測図原図精度管理表	参考図 公共測量作業規定
横断図作成	横断図	
依頼書作成	公共用地境界確定協議依頼書 公図等転写図 公図等転写連続図 土地の登記記録調査表（一覧） 土地調査表 位置図	不動産登記法 14条地図 位置関係を整合させた連続地図 様式18－1号 様式18－3号
協議書作成	公共用地境界確定書	
その他	土地境界確認説明記録簿	

（注）上表は，標準的な成果品一覧であるため，業務内容に応じて適宜加除修正すること。